

ぐんま緑の県民税の今後のあり方について(案)

環境森林部林政課

【背景】

- 県内の立地条件不利な森林については、ぐんま緑の県民税で整備を進めてきたが、整備すべき森林はまだ残っている。
 - ※目標1万haに対して、実績見込みは3,393ha
- 経営可能な森林(約68,000ha)における森林経営計画策定は、平成29年度末で約25,000haに留まり、林業の成長産業化のためには、計画策定を推進し施業の集約化を進めることが必要である。
- 森林環境譲与税(仮称)は、「新たな森林経営管理制度」運用の主要財源と国は位置付けており、平成36年度から導入される森林環境税(仮称)に先立ち、平成31年度から先行して贈与が始まる。
- ぐんま緑の県民税「市町村提案型事業」による里山・平地林の整備等は、地域に定着しつつあり、一定の評価を得るとともに、市町村や地域団体からは継続を要望する意見が多い。
- ぐんま緑の県民税に関する県民アンケート(平成30年3月実施)の結果でも、継続に賛成という意見は3分の2を占め、現行制度の税額、用途について、おおむね県民の理解を得ている。

ぐんま緑の県民税の今後のあり方(案)

平成35年度まで、5年間延長の方向で検討する。

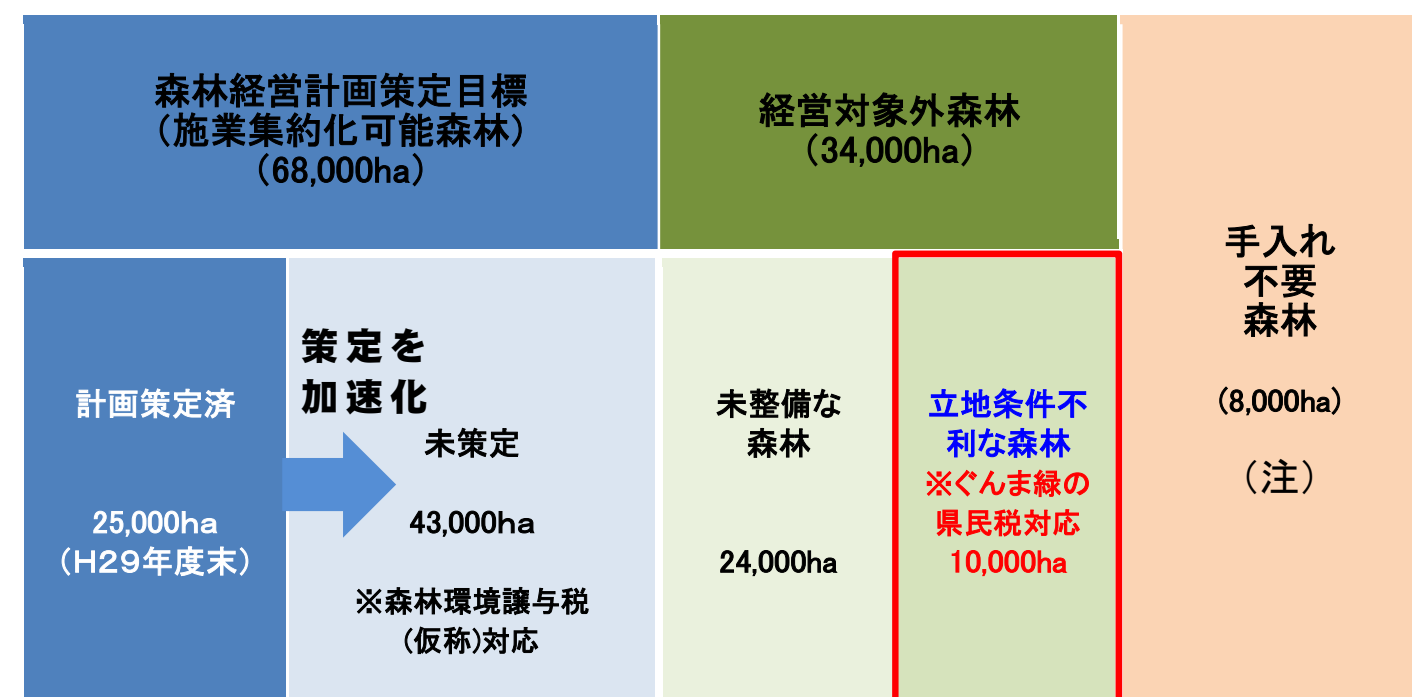
- ・目指すべき方向性は、第I期の方針を継承する。(以下のとおり)
 - ◆豊かな水を育み、災害に強い森林づくり
 - ◆里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造
- ・事業内容についても、第I期の事業を継続する。
- ・なお、各事業の要件等については、市町村や地域団体等から多くの意見が出されていることから、地域の実情などを踏まえ、より活用しやすい内容に見直す。

森林環境譲与税(仮称)の活用の考え方(案)

- ・平成31年度から導入される「新たな森林経営管理制度」の運用を通じた林業の成長産業化に集中投資する。
- ・森林が少ない市町村においては、木材利用を推進し、山間地域の林業経営を支援する。
- ・「新たな森林経営管理制度」の運用に当たっては、既存国庫補助制度を効果的に組み合わせる。

今後の森林整備目標(H31~)

(私有林人工林 11万ha)



注 手入れ不要森林：既に間伐等の手入れが必要でなくなった75年生以上の森林。